

千葉県いじめ対策調査会委員の任命について

千葉県教育庁教育振興部児童生徒課
電話 043-223-4054

1 名称 千葉県いじめ対策調査会

2 法的根拠

- ・いじめ防止対策推進法 第14条
- ・千葉県いじめ防止対策推進条例 第20条
県教育委員会に、法第十四条第三項に規定する附属機関として、千葉県いじめ対策調査会（以下「いじめ対策調査会」という。）を置く。
（担任事項）
 - 一 いじめの防止等に関する調査研究
 - 二 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議
 - 三 重大事態（法第二十八条第一項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が県立の学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査

3 委嘱期間 令和4年4月20日から令和6年4月19日まで

4 委員名簿

番号	区分	氏名	役職等	備考
1	学識経験者 (大学)	嶋崎 政男	神田外語大学外国語学部客員教授	再任
2	学識経験者 (大学)	後藤 弘子	千葉大学大学院社会科学研究院教授	新任
3	学識経験者 (教育行政)	石川 和之	長柄町教育委員会教育長	再任
4	学識経験者 (保護者)	橋野 仁美	千葉県PTA連絡協議会副会長	再任
5	学識経験者 (弁護士)	近藤 一夫	ライト総合法律事務所長	再任
6	学識経験者 (精神科医)	石川 真紀	千葉県精神保健福祉センター次長 兼 臨床検査課長	再任
7	学識経験者 (心理・福祉 の専門家)	小柴 孝子	文教大学人間科学部臨床心理学科准教授	再任